

第2回 タイムスタンプ認定制度に関する検討会

各論点について(その1)

2020年5月1日

タイムビジネス認定センター長

伊地知 理

1. 認定の対象 ①認定の単位

現状(タイムビジネス信頼・安心認定制度)

・認定の対象:業務を実施する者(提供事業者)

- 申請書には、時刻配信業務又は時刻認証業務いずれかを記載して申請。

タイムビジネス信頼安心認定制度 運用規約 第3条(認定)

一般財団法人日本データ通信協会(以下「協会」という。)は、タイムビジネスに係る指針(平成16年11月5日総務省策定)を踏まえて協会が定める審査基準に適合した時刻配信業務又は時刻認証業務を**実施する者**に対し、**その申請に基づき認定を行う**タイムビジネス信頼・安心認定制度(以下「認定制度」という。)を設ける。

タイムビジネス信頼安心認定制度 運用規約 第13条(認定事業者の登録)

協会は、登録簿を備え、認定事業者に係る次の事項を記載するとともに、記載の内容を協会のウェブページ等を通じて公表する。

- (1) **氏名又は名称**及び法人にあっては、その代表者
- (2) **認定に係る業務の種類** (注:「時刻配信業務」又は「時刻認証業務」)
- (3) 住所
- (4) 第3条の認定の認定日及びその更新日並びにその有効期間

1. 認定の対象 ①認定の単位

事業者認定(現状)の課題

- 認定タイムスタンプを利用しようとする者が、具体的な認定業務(サービス)を確認することが出来ない。
 - 利用者は、認定事業者が提供している業務(サービス)をWebで検索するなどの方法により探す必要がある。
 - 同一事業者が、類似する複数の業務(サービス)を提供する場合、認定タイムスタンプか否か判断しなければならず、特に注意が必要となる。

1. 認定の対象 ①認定の単位

電子署名法における認定の単位：業務

電子署名及び認証業務に関する法律 第3章 **特定認証業務の認定等**

第1節 **特定認証業務の認定**

第4条(認定)

特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

特定認証業務の名称	業務を行う者の名称	業務を行う者の住所	認定日
株式会社日本電子公証機構認証サービス iPROVE	株式会社日本電子公証機構	東京都墨田区錦糸二丁目14番6号	平成13年12月14日
CECSIGN認証サービス	株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム	東京都港区新橋二丁目6番2号	平成14年 3月26日
セコムパスポート for G-ID	セコムトラストシステムズ株式会社	東京都渋谷区神宮前二丁目5番1号	平成14年 7月 4日
TOiNX電子入札対応認証サービス	東北インフォメーション・システムズ株式会社	仙台市青葉区中央二丁目9番10号	平成14年12月10日
TDB電子認証サービスTypeA	株式会社帝国データバンク	東京都港区南青山二丁目5番20号	平成15年 2月 5日
e-Probatio PS2 サービス	株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト	大阪市都島区東野田町四丁目15番82号	平成17年11月 9日
DIACERTサービス	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	東京都芝浦四丁目6番8号	平成26年2月6日
AOSignサービスG2	日本電子認証株式会社	東京都中央区築地五丁目5番12号	平成26年7月31日
DIACERT-PLUSサービス	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	東京都芝浦四丁目6番8号	平成27年1月21日
e-Probatio PSA サービス	株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト	大阪市都島区東野田町四丁目15番82号	平成28年11月1日

<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/esig-srvlist.html>
経済産業省ホームページより

① 業務の名称

② 同一の者

1. 認定の対象 ①認定の単位

EUにおける認定(適格(Qualified))の対象:トラストサービス

• eIDAS規則の規定

- 適格性の対象として、まず**トラストサービスを対象**として適用要件を満たすか判断し「適格」を付与する制度
- その上で、1つ以上の適格トラストサービスを提供するプロバイダーを適格トラストサービスプロバイダーと定義

eIDAS規則 第3条 定義

- (17)「**適格トラストサービス**」とは、本規則に定める適用要件を満たすトラストサービスを意味する。
- (20)「適格トラストサービスプロバイダー」とは、1つ以上の**適格トラストサービス**を提供し、監督機関によって資格を付与されたトラストサービスプロバイダーをいう。

1. 認定の対象 ①認定の単位

認定の単位に関する基準の方向性

- ・認定業務(サービス)を明確に特定できることが必要
- ・電子署名法においても、認定の単位は業務単位
- ・EUにおいても、認定の単位は業務(サービス)単位



- 認定の単位:業務(サービス)
 - 事業者の具体的な業務(サービス)を認定の単位とする。
 - 業務(サービス)を特定する手段として、事業者がサービスのポリシーを定め公表している「運用規程」等が考えられる。

1. 認定の対象 ②時刻認証業務の技術方式

現状(タイムビジネス信頼・安心認定制度)

- 技術方式として、以下の3つを規定
 - デジタル署名を使用する方式(5社)
 - リンキング方式(認定実績なし)
 - アーカイビング方式(1社。2020年8月業務廃止予定)

タイムビジネス信頼安心認定制度 運用規約 第3条(認定)

一般財団法人日本データ通信協会(以下「協会」という。)は、タイムビジネスに係る指針(平成16年11月5日総務省策定)を踏まえて**協会が定める審査基準**に適合した時刻配信業務又は時刻認証業務を実施する者に対し、その申請に基づき認定を行うタイムビジネス信頼・安心認定制度(以下「認定制度」という。)を設ける。

日本データ通信協会が定めている時刻認証業務の審査基準

- ・デジタル署名を使用する方式
- ・リンキング方式
- ・アーカイビング方式

1. 認定の対象 ②時刻認証業務の技術方式

EUにおける技術方式：デジタル署名を使用する方式のみ

• ETSIの規格

– デジタル署名を使用する方式のみ規格が定められている。

- ETSI EN 319 422 Time-stamping protocol and time-stamp token profiles

eIDAS規則 第42条 適格タイムスタンプの要件

1. 適格タイムスタンプは、以下の要件を満たさなければならない。
…中略…
2. 委員会は、**実施法令**により、**日付及び時刻とデータを結びつける規格の規格番号を指定**することができる。* 第1項の要件への準拠は、日付及び時刻とデータの結びつきが、それらの規格を満たしている場合に推定される。それらの実施法令は、第48条(2)の審査手続きに従って採択される。

※実施法令は定められておらず、規格が指定されたものではないが、欧州の電気通信全般の標準仕様を策定する団体であるETSIの規格がデジタル署名を使用する方式しか規定されていない。実質上、当該技術方式の利用が主流である。

時刻認証業務の技術方式の方向性

- ・現行制度の認定事業者がいずれもデジタル署名を使用する方式である、日本においては、デジタル署名方式が主流
- ・EUにおいても、ETSIの定めている規格がデジタル署名を使用する方式のみであるため、デジタル署名方式が主流



時刻認証業務の技術方式: デジタル署名を使用する方式

- 制度創設当初に定める審査基準はデジタル署名を使用する方式のみとし、技術動向等を踏まえ、必要に応じ他方式の検討を行う

1. 認定の対象 ④申請できる者の条件

現状(タイムビジネス信頼・安心認定制度)

- 申請できる者：日本国内に拠点を有することが条件

タイムビジネス信頼安心認定制度 運用規約 第7条(事業拠点)

前条第一項の規定による申請は、**申請に係る業務の拠点***を日本国内に有する者に限り、することができる。

※業務の拠点としては、営業拠点、業務用設備の設置場所、オペレーション施設、アーカイブデータの保管場所等が想定される。

- 現状、日本国内に拠点を有しない事業者からの申請の実績はない

1. 認定の対象 ④申請できる者の条件

EUにおける申請できる者の条件

- eIDAS規則における適格の申請は、EU域内に設立されたトラストサービスプロバイダーに限られると理解される。

eIDAS規則 第21条 適格トラストサービスの開始

1. 適格のステータスを持たないトラストサービスプロバイダが適格トラストサービスの提供を開始することを予定する場合は、適合性評価機関により発行された適合性評価レポートとともにその意思を監督機関に通知すること。

第17条 監督機関

3. 監督機関の役割は以下である:

- (a) 適格トラストサービスプロバイダと適格トラストサービスプロバイダが提供する適格トラストサービスが本規則で定められた要求事項に適合していることを保証するために、事前及び事後の監督活動を通じて指定加盟国の領域に設立された適格トラストサービスプロバイダを監督する

第14条 国際的局面

1. 第三国において設立されたトラストサービスプロバイダにより提供されるトラストサービスは、TFEU第218条に従い、連合と第三国又は国際機関との間で締結される協定の下で認められる場合は、適格トラストサービスプロバイダにより提供される適格トラストサービスと法的に同等であると認められること。

1. 認定の対象 ④申請できる者の条件

電子署名法における申請できる者の条件

- ・外国事務所で業務を行う者も主務大臣の認定を受けられる

電子署名及び認証業務に関する法律 第2節外国における特定認証業務の認定
第15条(認定)

外国にある事務所※により特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

※一般的に、民法にいう「事務所」は、単に事業活動が行われる場所(工場、倉庫等)ではなく、一定の独立の決定権を有する責任者の所在する場所を指している。なお、「事務所により」とは、事務所を拠点としての意味である。

- 現状、海外の事業者による申請の実績はない

1. 認定の対象 ④申請できる者の条件

申請できる者の方向性

- ・電子署名法策定にあたり、外国の認証事業者の証明に係る電子署名の必要性も考慮※しており、以降、その事情に変更はない。

- ・申請できる者の条件：
国内に限定せず外国の事業者の申請も可能なものとする

※電子署名法においては、日本の認証事業者のみならず、外国の認証事業者による申請も想定されており、外国の認証事業者(外国にある事務所により特定認証業務を行おうとする者)も、日本の認証事業者と同様の基準で認定が受けられる。なお、認定を受けた外国認証事業者については、国内の認定認証事業者と同様の義務が課されている。

END

各論点について(その1)

タイムビジネス認定センター